

### 3 家庭での備蓄

以下のことを重点に、「家庭での備蓄リスト」（資料5）により市民に広報する。

- (1) 電気・ガス・水道などのライフラインを維持するため、国、県および市は全力を尽くすことになるが、これらの供給がストップする可能性も想定しておく必要がある。
- (2) マスクの着用、アルコール消毒など感染予防のための備品も必要となる。
- (3) 発症しても自宅療養での治療が十分考えられる。そのための用意も必要である。
- (4) 持病用の常備薬もあらかじめ余分に確保しておくこと、流行時に新型インフルエンザ患者がいる可能性のある病院へ行かなくても済む。
- (5) 家庭内に感染者が出た場合の家族の看護時も、マスクの着用など感染に注意する必要がある。
- (6) このリストは、あくまで目安であり、各人、各家庭の事情に応じてリストをアレンジし、作成しておくことが重要である。

## V 情報の収集と提供

新型インフルエンザに関する情報については、感染予防と感染拡大防止の観点から、各発生段階に適切した情報の収集と提供を行い、市民や関係機関と情報の共有をしていくとともに、パニック防止という観点も含めて対応していく必要がある。

市は、患者との接触によって感染が拡大することを防止するため、また、新型インフルエンザ流行に対する過度の不安を防止するため、市民に新型インフルエンザに関する正確な発生情報等を提供しながら、予防に関する知識についても啓発する。

また、市民がこれらの情報を受け取る媒体や内容についても千差万別であることから、複数の媒体を設定し理解しやすい内容で情報提供を行う。

新型インフルエンザの流行に備えた体制を速やかにとるためには、新型インフルエンザが出現したことをいち早く察知する必要がある。

そのため健康福祉事務所（保健所）を通じて県内外の情報を速やかに入手する。

感染症の発生状況と動向、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況の把握について、健康福祉事務所（保健所）及び加古川農林水産振興事務所等と協力して把握に努めるものとする。

さらに発生段階の進展に従い、感染の見られた集団の早期発生把握や、疾病罹患状況の異常を早期に検知するための体制を強化する。

### 1 新型インフルエンザに関する情報収集

厚生労働省の新型インフルエンザ関連情報や世界保健機構（WHO）等（資料6）のホームページから情報を収集するとともに、県（健康福祉事務所等）と連携し情報収集に努める。

また、他市町や医療機関の情報や新型インフルエンザ関連の会議や研修会に参加し、感染防御に関する十分な知識や最新の情報収集に努める。

### 2 市民への情報の提供方法及び内容

市民へ情報発信は各発生段階に適切した情報を発信するとともに、速やかに最適な情報提供媒体を使用し、さまざまな方法で発信することにより多くの市民に情報が行き渡るように実施する。

なお、患者等の情報においては、個人情報を含むものがあるので、細心の注意をはらい個人情報の保護に努める。

(1) 情報提供媒体

	広報手段	活用方法
1	高砂市ホームページ <a href="http://www.city.takasago.hyogo.jp/">http://www.city.takasago.hyogo.jp/</a> (資料5・6・7・8・9・10・12・13・14・16・17・21等)	市民に配信する情報全般に使用することができ、未発生時期の予防対策の啓発から発生状況や対策状況等の最新の情報発信に使用する。
2	防災ネット「たかさご」 (資料13・14等)	市民に配信する情報全般に使用することができるが、文字数等にも制限があるので、簡略化した情報の発信に使用する。 *ホームページや防災行政無線等と併用する。
3	サインボード付き自動販売機 (資料13・14等)	現在市内に7箇所設置しており、簡潔な緊急情報及び啓発情報を発信するときに使用する。 *ホームページや防災行政無線等と併用する。
4	防災行政無線 (資料14等)	市内一斉(各地区ごと)に緊急情報を放送するときに使用する。 *野外に設置したスピーカーから音声流れるため、天候や屋内の状況等により聞き取りにくい場合があるので、市民からの問い合わせに対応できるよう職員の配置が必要。また、情報内容は必要最低限にする必要があり、夜間の使用時にも注意が必要である。 ホームページや防災ネット「たかさご」等と併用する。
5	広報車による巡回	防災行政無線の補完として実施する。 特定の地域だけに情報配信するときに有効。
6	広報たかさご (資料7・13・17・22等)	未発生期や小康期に市民啓発用として掲載する。
7	広報ビラ(資料5・6・7・8・9・10・15・19・21・26等)	国内発生早期等に感染拡大防止や発熱相談等の市民啓発用に配布する。
8	ポスター(資料11・23等)	市の施設等に市民広報用として掲示する。
9	電話相談窓口の開設 (資料8・9・10・13等)	国内発生早期から発熱相談センターの補完的役割として、市民からの相談を受けるときに開設する。 *国内発生期等は健康増進課の通常勤務時間中の対応とするが、県内・市内で発生した時は、一般電話相談窓口として、南庁舎に5回線を引き開設する。
10	BANBANテレビ・ラジオ (資料12・13・14・17等)	緊急に情報を配信するときに要請し、ホームページや防災行政無線等と併用する。
11	テレビ・ラジオ・新聞社等への記者発表 (資料12・13・16等)	市長メッセージの発信や市特有の対策等を行う場合など、適時記者発表を行う。
12	出前講座	未発生期に予防や対策の啓発に有効

## (2) 情報内容

国内で新型インフルエンザが発生した場合、既存のヒトインフルエンザウイルスなどと新型インフルエンザウイルスの鑑別ができないため、医療機関では、新型インフルエンザに罹患している患者が混在する可能性がある。また、新型インフルエンザの流行が起こると、医療機関へ患者が殺到することにより感染の拡大が懸念される。

これらのことから、新型インフルエンザ発生に伴い、感染拡大を防止することが極めて重要となるため、市民等に対し、健康被害を最小限にとどめることを目的に、感染予防と感染拡大防止対策を徹底するよう周知するとともに、その対策について啓発を行う。さらに、必要な感染者情報について、健康福祉事務所（保健所）等と連絡をとり対策を図る。

### ① 市民に啓発する事項

新型インフルエンザが国内で発生するおそれが切迫している場合または発生した場合の備えとして、市民に対して段階に応じて次の項目を啓発するものとする。

#### ア 国内非発生時の対応

新型インフルエンザへの感染予防対策と発生への備えを啓発する。（資料7・8）

(ア) 医療機関（かかりつけ医）等への対策レベルによる受診方法の周知。

（特に高齢者、乳幼児、妊婦、基礎疾患等を持つ患者は注意を要する。）

(イ) インフルエンザの疑いがある者は、他者への感染拡大防止のため、外出を避けるなどを心がけることや外出時の注意事項の周知。（特に高齢者、乳幼児、妊婦、基礎疾患等を持つ患者などとの接触は控え、家族等への接触も最小限にする。）

(ウ) 外出時は、人込みを避けるとともに、マスク着用を徹底する。

『咳エチケット』の周知徹底

- ・ 咳やくしゃみをするときは、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて、1 m以上離れる。

- ・ 分泌物を含んだティッシュを、すぐにフタ付きの廃棄物箱に捨てる。

- ・ 咳をしている人はマスクをする。

(エ) 外出から帰宅後の手洗い、うがい、洗顔の励行、部屋の加湿及び換気を行う。

(オ) 食事、運動、休養等規則正しい生活を心がけ、体調を整える。

(カ) インフルエンザワクチンの接種を受ける。

(キ) 感染している人との接触を避け、海外を含め流行が伝えられる地域には行かない

(ク) マスコミ、高砂市ホームページ、防災ネット「たかさご」、保健所ホームページ等から正確な情報を収集するよう啓発する。（資料6）

(ケ) 家庭における食料品、医薬品、日用品の備蓄を啓発する。（資料5）

(コ) 厚生労働省「新型インフルエンザQアンドA」の周知を図る。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/02.html>

#### イ 国内発生時からの対応

上記の新型インフルエンザ感染予防対策及び下記の感染拡大防止のための対策を啓発する。

(ア) 新型インフルエンザの罹患が疑われる場合の対策レベルによる医療機関の受診方法等の啓発について

（資料9・10・11等）

A 医療機関の受診について

a 対策レベルにより、新型インフルエンザが疑われるときは、必ず加古川健康福祉事務所（保健所）の新型インフルエンザ専門相談窓口・健康増進課（一般電話相談窓口）・医療機関（高砂市民病院等）に電話してから受診することを周知徹底する。

参考）加古川健康福祉事務所 電話番号（全日）079-422-0006

高砂市健康市民部健康増進課 電話番号（平日）079-443-3936

聴覚障害者専用相談FAXの設置 FAX番号 078-362-9875

b 受診時の感染拡大防止について

受診の際は、マスク等を着用し、他者への飛沫の飛散を防ぐ。また、一般患者へ咳などの飛沫が飛散しないような場所で診察を待つ必要がある。

c 次のような症状がある場合は、受診する。

- ・発熱（38℃以上）があるとき
- ・咳が続くとき
- ・胸痛及び全身倦怠感が強いとき
- ・脱水症状が激しく、水分の摂取が無理なとき
- ・その他全身状態の悪化があるとき

B 不要不急の外出、集団が形成される集会等の自粛

(イ) 新型インフルエンザの感染拡大防止対策の情報提供について

A 市長メッセージの発信（資料12）

B インフルエンザ発生状況の広報（患者発生状況等）（資料13）

C 学校・幼稚園・保育園等の臨時休業（資料14）

・発熱学童、乳幼児の登校、通園通所の中止に伴う家庭での対応（資料15）

D 中止業務・閉鎖窓口の事前告知（市長メッセージ等に記載）

E 企業活動の自粛要請（保育園の休業に伴う協力要請）（市長メッセージ等に記載）

F 妊婦、基礎疾患等を持つ患者へのサージカルマスクの配布（資料16）

G ごみの排出抑制のお願い（資料17）

H 抗インフルエンザウイルス薬・ワクチンの情報提供

I その他、感染予防に関して特に必要があると認められる事項

(ロ) 自宅静養での注意点について（資料18）

A 患者の体調変化に留意し、必要なときは、医療機関を受診する。

B 感染拡大防止を図る。

- ・患者と家族の接触は最小限にし、マスクを着用する。
- ・患者と家族共に、こまめに手洗い、うがいを実施する。
- ・患者の手の触れる場所は、インフルエンザウイルスが付着しやすいため、ウイルスに有効性が証明されている消毒薬（アルコール製剤、次亜塩酸ナトリウム等）で消毒する。
- ・患者から出るごみ（特に鼻水、痰が含まれたティッシュペーパーなど）からウイルスが飛散しないよう適切に処理する。
- ・不要不急の外出を控える。

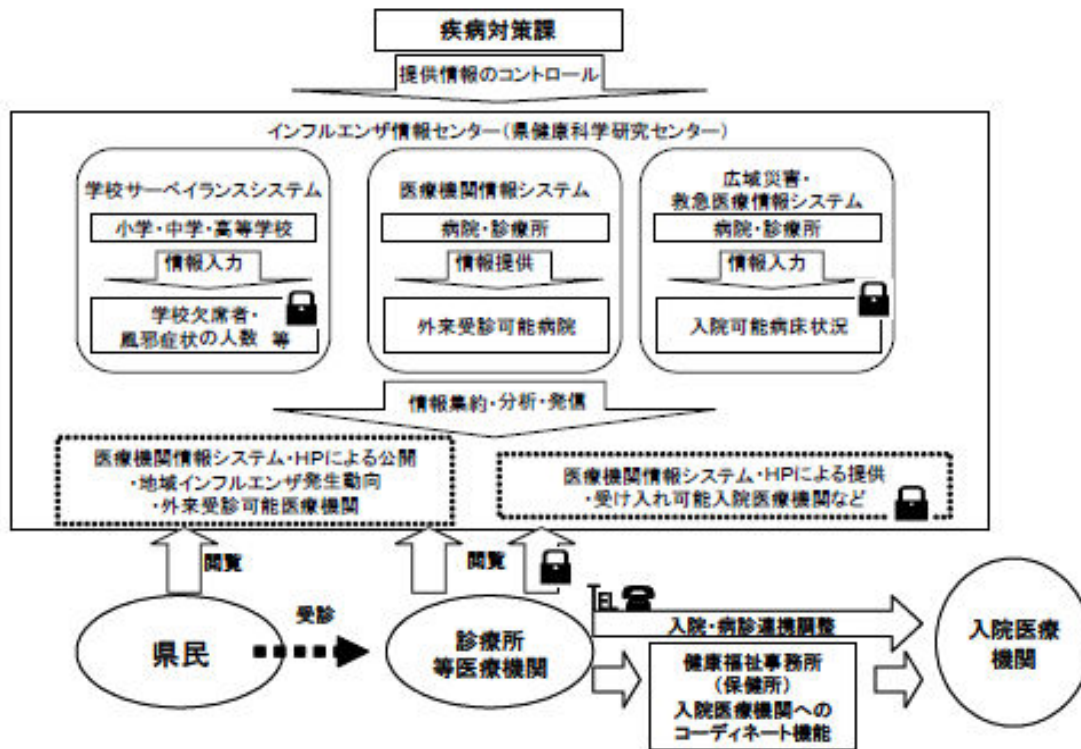
C 患者と接触があった家族の体調を確認する。

家族等と接触者に症状がない場合も、7日間程度潜伏期間があることを考慮し、経過を観察する。症状等が見られる場合は、健康福祉事務所（保健所）への連絡後、医療機関で受診する。

② 兵庫県インフルエンザ情報センターの活用

県が実施する、兵庫県インフルエンザ情報センターを活用し、兵庫県医療機関情報システム等を通じインフルエンザ受診可能な医療機関などの情報が得られることを市民に周知する。

兵庫県インフルエンザ情報センター



(3) 患者情報等の取り扱い

① 患者個人情報保護

感染症法「基本理念」第2条より、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、市個人情報保護条例に則り対策を講じる。

患者の発生に伴う濃厚接触者調査、社会活動制限等の感染拡大防止策の実施には、患者の氏名、住所等の個人情報が必要となる場合があるが、個人情報が漏洩し、あるいは他の目的に利用されることのないよう、細心の注意を払う。

また、少なくとも患者が、自らの個人情報がどこでどのように取り扱われるかを事前に行うことができるよう個人情報取扱方針を定めて公表しておく。さらに、患者情報を第三者に提供する場合がある場合には、本人に対して十分な説明を行い、可能な限り同意を取るよう努力するが、感染拡大防止上、必要性が高い場合は、本人が提供を拒む場合でも、提供する。ただし、氏名・詳細な住所については、対策本部員及び対策に必要な職員以外には公表を控える。

ア 行政内部における情報共有と情報管理

- (ア) 患者情報は、具体的な感染拡大防止対策や患者本人への支援を実施する際に限り使用する。
- (イ) 患者情報は、その日の業務終了と共に施錠可能なロッカー等に保管する。
- (ウ) 担当職員に対し、個人情報の適正な管理、取扱いに関する研修を実施する。
- (エ) 患者情報等をパーソナルコンピュータで処理・管理する場合は、パスワードによる管理を行う、操作する担当者を限定する、外部接続しないパーソナルコンピュータで処理する等の対策を講じる。
- (オ) 死亡、転出等で不要となった患者情報は、速やかに削除、廃棄する。

#### イ 外部の関係機関との情報共有

警察署や消防本部、社会福祉協議会等の関係機関・団体と情報を共有する場合は、個人情報の取り扱いに関する覚書を交わす等により、個人情報漏洩防止の徹底を図る。

#### ② 県との患者情報共有

##### ア 県からの患者の個人情報の提供

市内において患者が発生した場合及び在住者が感染した場合に、市は具体的な感染拡大防止対策や患者本人への支援を実施するため、より詳細な情報が必要となるので、県より関係する患者の個人情報（氏名、住所、学校・事業所名、症状等）の提供をうける。

##### イ 県への情報提供、弱者情報の一元化

市は、災害時要援護者情報など、県が持たない住民情報を豊富に有していることから、受け取った患者情報をもとに、感染拡大防止上必要な情報に限り、県へ提供する。また、県より在宅患者の生活支援、訪問等の協力を求められた時は、患者情報を県より提供を受けるとともに、訪問等によって収集した情報等を県に提供し、対策への反映を図る。

##### ウ 患者発生施設への情報提供

###### (ア) 患者等の個人情報の提供

県と協力して、感染拡大防止のため、患者発生施設等に対して、濃厚接触者対策や施設の休業等の感染拡大防止策の実施などの協力を求めることがある。その際には、必要な範囲に限り、患者発生施設等に対し、所属する患者の個人情報を提供する。

###### (イ) 施設に対する協力要請と個人情報保護の徹底

県と協力して、濃厚接触者対策の際に、患者発生施設の管理者等に対して、患者の行動範囲、部活動状況、交友関係等の情報提供等を求める必要がある。その場合、管理者等に協力を要請する内容を十分説明したうえで患者の個人情報を提供する。また、患者や濃厚接触者に対する対応方法や、患者の個人情報の取り扱いに関するガイドラインを示すなどの方法により、患者に不利な取り扱いがなされないよう徹底する。

##### エ 報道機関に対する情報提供

大規模な感染症対策には、市民に対する情報提供が重要な対策となることから、より迅速で正確な情報提供に努める。患者や家族の氏名、住所等、個人の特定につながる情報は原則として公表しない。一方、患者が所属する学校・事業所名や、患者が入院している医療機関名の公表は、感染拡大防止上の必要性と、学校・事業所や医療機関、地域等に対する影響の大きさを慎重に比較衡量して対応する。

## VI 社会全体で取り組む危機管理としての対応

新型インフルエンザウイルス（H5N1）が大流行した場合、多数の患者・死者が発生し、社会機能の維持が困難になると考えられる。そのため、新型インフルエンザ対策については、単なる感染症対策ではなく、社会全体で取り組む危機管理としての対応が求められている。

国としては、発生時には内閣総理大臣を本部長として全ての国務大臣からなる対策本部を設置し、内閣官房のもとに厚生労働省などの省庁が連携して対策に当たることとしており、兵庫県も、防災部局が取りまとめ、健康福祉部などの各部局が主体的に参画する全庁的な危機管理体制のもと対策に当たることとしており、本市においても、企画総務部危機管理室が取りまとめ、健康市民部などの各部局が主体的に参画する全庁的な危機管理体制のもと関係機関・団体及び市民とともに社会全体で取り組んでいくこととする。